

●香川県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所が提供するサービスの種類の変更について次のとおり届出があった。

令和3年6月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービスの種類	
			変更前	変更後
令和3年 6月1日	さぬき市社会福祉 協議会福祉の里 さぬき市昭和1050 番地1	社会福祉法人さぬき市社会福祉 協議会 さぬき市寒川町石田東甲935	訪問介護 通所介護 居宅介護 予防訪問介護 予防通所介護	訪問介護 通所介護 予防訪問介護 予防通所介護